

# 令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間)に生じた所得の申告です。  
申告期限は令和8年3月16日(月)です。

## 申告が必要な人とは

令和8年1月1日現在、いなべ市に住所があり、令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)に所得があった人で次のいずれかに該当する人(確定申告をした人は除きます)は、市民税・県民税の申告が必要となります。

- 事業所得(営業・農業など)、不動産所得(賃貸・貸地・駐車場など)などの給与所得以外の所得があった人
  - 給与所得者で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(昨年に退職した人、日雇い、パートなどを含みます)
  - 給与所得または公的年金所得の人で、他に各種所得のあった人
- ※ 給与所得または公的年金所得以外の所得の合計が20万円以下の人には確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。
- 給与所得または公的年金所得のみの人で、源泉徴収票に記載された所得控除(社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など)の内容に変更や追加がある人(公的年金等の収入金額が400万円以下で確定申告が不要の人を含みます)

## 申告が必要でない場合でも

令和7年中に所得がなかった人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、次の場合は市民税・県民税の申告が必要です。なお、申告書提出の際には、申告書右下の「収入のなかった方」の欄へもご記入ください。

- 借入、扶養、住宅、教育、福祉関係などの申請に必要な「所得課税証明書」の発行を希望される場合
- 国民健康保険税などの軽減を受けようとする場合

## 申告に必要なもの

1 個人番号確認と本人確認ができる書類(マイナンバーカード、またはマイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など)

2 印鑑(朱肉を使用するもの)

3 令和7年中の所得がわかるもの

区分	必要書類
事業所得(営業・農業など)、不動産所得がある人	総収入金額と必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書、農業所得内訳書
報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
給与所得・各種年金・給付金などがある人	それぞれの源泉徴収票(原本)

4 各種控除を受けるための証明書など

控除の種類	必要書類
社会保険料控除	支払った金額がわかる書類(国民年金保険料については、控除証明書)
生命保険料控除	生命保険・損害保険会社などから発行された支払額などの証明書
地震保険料控除	
配偶者控除	配偶者または扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの
配偶者特別控除	
扶養控除	

## 市民税・県民税・森林環境税が課税される人

令和8年度の市民税・県民税は、令和7年中の所得に応じて均等割、所得割および森林環境税(国税)が課税されます。

### ● 非課税基準

区分	要件
扶養親族のある場合	扶養親族のない場合
合計所得金額が次の金額以下の場合 280,000円×人数(同一生計配偶者および扶養親族+1)+168,000円+100,000円	合計所得金額が380,000円以下
所得割が課税されない人 350,000円×人数(同一生計配偶者および扶養親族+1)+320,000円+100,000円	総所得金額等が450,000円以下

区分	要件
均等割も所得割も課税されない人 1 生活保護法による生活扶助を受けている人 2 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦に該当する人で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合	

※ 「合計所得金額」とは、純損失・雑損失の繰越控除ならびに居住用財産の買換え等の譲渡損失・特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除および先物取引に係る雑所得等の損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額・分離短期譲渡所得金額(特別控除前)・分離長期譲渡所得金額(特別控除前)・株式等に係る譲渡所得等の金額・先物取引に係る雑所得等の金額・退職所得金額および山林所得金額の合計額をいいます。

※ 「総所得金額」とは、合計所得金額から上記各損失の繰越控除した後の金額をいいます。

※ 令和5年度課税より、賦課期日(その年の1月1日)現在で、18歳未満の方が未成年となりました。ただし、既婚者又は婚姻歴のある方は18歳未満であっても未成年者とはみなされません。

### ● 例 扶養親族がなく、給与收入のみの場合

給与收入(所得)	市民税・県民税	所得税
103万円以下(所得38万円以下)	均等割	非課税
103万円超110万円以下(所得38万円超45万円以下)	非課税	非課税
110万円超160万円以下(所得45万円超95万円以下)	課税	非課税
160万円超(所得95万円超)	課税	課税

※森林環境税の非課税基準は均等割と同一

## 配偶者・扶養控除等の範囲

### ● 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の給与收入(所得)	控除を受けられる人の所得金額
1,000万円以下	1,000万円超
123万円以下(所得58万円以下)	
123万円超201.6万円未満(所得58万円超133万円以下)	控除を受けられる
201.6万円以上(所得133万円超)	控除を受けられない

### ● 扶養控除

被扶養者の給与收入(所得)	扶養控除
123万円以下(所得58万円以下)	扶養に入れる
123万円超201.6万円未満(所得58万円超133万円以下)	扶養に入れない

### ● 特定親族特別控除(19歳以上23歳未満)

特定親族の給与收入(所得)	判定
123万円超188万円以下(所得58万円超123万円以下)	控除を受けられる
188万円超(所得123万円超)	控除を受けられない

## 所得金額調整控除

給与・公的年金所得控除の10万円の引き下げ、基礎控除の10万円の引き上げにより介護・子育て世帯に負担増が生じないよう所得を計算します。

### (1) 介護・子育て世帯の場合

給与収入が850万円を超える、次のa～cのいずれかに該当する場合は、下記算式により計算した金額を控除します。

a: 本人が特別障害者

b: 23歳未満の扶養親族を有するもの

c: 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

・(給与収入金額(上限:1,000万円) - 850万円) × 10%

※この控除は扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。

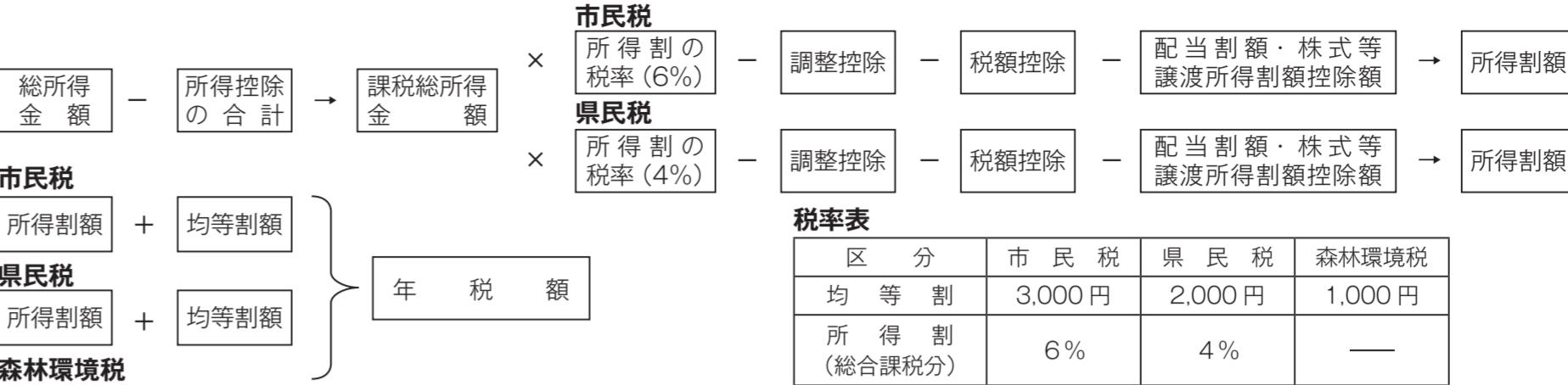
### (2) 給与収入と公的年金収入の両方がある場合

給与収入と公的年金収入の両方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除します。

・給与所得控除後の金額(上限:10万円) + 公的年金にかかる雑所得の金額(上限:10万円) - 10万円

※(1)、(2)の両方に該当する場合は(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

## 市民税・県民税の計算のしかた



## 税額控除

### 調整控除(人的控除額の差額に基づく減額措置) ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用はありません。

#### 1 課税所得金額が200万円以下の場合

- 1) と(2)のいずれか小さい額の5%を税額から控除
  - 1) 人的控除額の差の合計
  - 2) 課税所得金額

#### 2 課税所得金額が200万円超の場合

- 1) から(2)を引いた額の5%を税額から控除。ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円
  - 1) 人的控除額の差の合計
  - 2) 課税所得金額から200万円を差し引いた額

## 【市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額】

控除の種類	控除を受けられる人の所得金額	市民税・県民税	所得税	人的控除額の差額
配偶者控除	900万円以下	33万円	38万円	5万円
	900万円超950万円以下	22万円	26万円	4万円
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	900万円以下	38万円	48万円	10万円
扶養控除	900万円超950万円以下	26万円	32万円	6万円
	950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
	900万円以下	58万円	133万円以下	省略
	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	適用無し	
基礎控除	2,400万円以下	43万円	48～95万円	5万円※1
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円	5万円※1
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	5万円※1
	2,500万円超		適用無し	

# 申告書の書き方

## 各種所得控除（所得から差し引かれる金額）

控除の種類	控除 内容		必要書類・記入の仕方
社会保険料控除	令和7年中にあなたが、次の社会保険料を支払った場合に受けられる控除です。 ① 国民健康保険料 ② 国民年金保険料 ③ 介護保険料 ④ 後期高齢者医療保険料 ⑤ その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料 【控除額】 令和7年中に支払った保険料の金額	支払った金額がわかる書類（国民年金保険料については、控除証明書） ⑩に必要事項を記入	
小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが、小規模企業共済制度に基づく掛金（第一種共済契約分）または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 令和7年中に支払った掛金の金額	領収書などの掛金を証明する書類 ⑩に掛金の金額を記入	
生命保険料控除	令和7年中にあなたが、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額（控除限度額 70,000円）】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> 1 旧制度適用契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料） 年間の支払保険料（A） 控除額（A） 15,000円以下 15,000円以下 15,000円超 40,000円以下 $(A) \times 0.5 + 7,500$ 円 40,000円超 70,000円以下 $(A) \times 0.25 + 17,500$ 円 70,000円超 一律 35,000円 2 新制度適用契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに係る保険料） 年間の支払保険料（B） 控除額（B） 12,000円以下 12,000円以下 12,000円超 32,000円以下 $(B) \times 0.5 + 6,000$ 円 32,000円超 56,000円以下 $(B) \times 0.25 + 14,000$ 円 56,000円超 一律 28,000円	生命保険会社等が発行する証明書 ⑩に必要事項を記入	
地震保険料控除	令和7年中にあなたが、地震保険料等を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> 区分 支払保険料（A） 控除額 ① 地震保険料のみ $(A) \times 0.5$ （限度額 25,000円） 5,000円以下 5,000円以下 ② 旧長期損害保険料のみ $(A) \times 0.5 + 2,500$ 円 5,000円超 15,000円以下 $(A) \times 0.5 + 2,500$ 円 15,000円超 一律 10,000円 ①と②の両方あり ①と②の控除額の合計（限度額 25,000円）	損害保険会社等が発行する証明書 ⑩に必要事項を記入	
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず次の要件をすべて満たす場合はひとり親控除を受けることができます。 ① その者生計を一にする総所得金額等が、58万円以下の子を有すること ② 令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること ③ その者と事实上婚姻関係と同様と認められる者がいないこと 【控除額】 300,000円	⑦～⑩に必要事項を記入	
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない女性で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下であり、かつその者と事实上婚姻関係と同様と認められる者がいないもので、次のいずれかの要件を満たす場合は寡婦控除を受けることができます。 ①夫と離婚した後、婚姻をしていない者のうち扶養親族を有する者 ②夫と死別した後、婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者 【控除額】 260,000円	⑩に必要事項を記入	
勤労学生控除	大学、高等学校などの学生および生徒で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下の場合に受けられる控除です。ただし、自己の勤労によらない所得が10万円を超える人は、控除が受けられません。 【控除額】 260,000円	⑩に必要事項を記入	
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合に受けられる控除です。 【控除額】 障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居の特別障害者 530,000円 ※ 障害者は、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている人など障害のある人または年齢65歳以上の人で障害者に準する人として介護・高齢福祉担当課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人です。 ※ 特別障害者とは、重度の障害がある人（身体障害者手帳の表示が1・2級、療育手帳の表示がAなど）です。 ※ 扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も障害者控除を受けられます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書などを記入 所得金額調整控除に該当する場合は□にチェック	
配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者で令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合に受けられる控除です。 【控除額】 あなたの合計所得金額に応じた次の表の控除額	⑩に必要事項を記入	
同一生計配偶者	令和7年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超える、同年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の対象になるなど、税額の計算に影響することがあります。 該当する場合は、申告書の⑩～⑩の欄の「同一生計配偶者」をチェックしてください。	⑩に必要事項を記入	
配偶者特別控除	次の全ての要件に該当する場合に受けられる控除です。 ① 生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族、事業専従者または内縁の妻・夫を除きます）を有する。 ② 令和7年中の配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下 ③ 令和7年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下 【控除額】 配偶者の合計所得金額に応じた次の表の控除額	配偶者に所得がある場合、その所得を確認できるもの①～②に必要事項を記入（※個人番号必要） 別居の場合は、申告書裏側の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも必要事項を記入 所得金額調整控除に該当する場合は□にチェック	

令和8年度分 市民税・県民税申告書

いなべ市 長崎 年 月 日提出 令和8年 1月15日の住所 現住所 □同上 フリガナ 氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 生 個人番号	電話番号 職業 世帯主の氏名 扶養主との続柄 整理番号
※申告期限は3月16日（月）です。	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
社会保険料控除	社会保険料の種類 支払った保険料 社会保険料控除
生命保険料控除	生命保険料の種類 支払った保険料 生命保険料控除
地震保険料控除	地震保険料の種類 支払った保険料 地震保険料控除
扶養控除	扶養親族の区分 扶養親族の年齢 扶養親族の所得 扶養親族の控除額 扶養控除
特定親族特別控除	特定親族の年齢 特定親族の所得 特定親族の控除額 特定親族特別控除
基礎控除	合計所得金額 基礎控除額 基礎控除
雑損控除	差引損失額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 災害関連支出の金額 災害関連支出の金額
医療費控除	從来の医療費控除額 A=支払った医療費の額-保険金等で補填される金額 B=支払った特定一般用医薬品等の購入額-保険金等で補填される金額 控除額=B-12,000円

● 住所・氏名・生年月日・個人番号は、必ず記入してください。

※ 個人番号確認及び本人確認書類として、概ね下記1～2のいずれかの書類を提示または写しを添付してください。

- マイナンバーカード（両面）
- マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証やパスポートなど顔写真付のもの

上記以外の書類でも本人確認書類として提出いただけますので、詳しくはお問い合わせください。

● 令和7年中に所得がなかった方の場合、申告書右下の「収入がなかった方」の欄にも記入してください。

**所得金額（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に生じた所得）**

所得の種類	内 容	記入の仕方
営業等所得	卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家などの自由職業または漁業等農業以外の事業から生ずる所得です。	【営業等】 収入額をアに記入 所得金額を①に記入
農業所得	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼業する家畜などの事業から生ずる所得です。	【農業】 収入額をウに記入 所得金額を②に記入 【不動産】 収入額をウに記入 所得金額を③に記入 <所得金額> 収入額-一定の経費
不動産所得	地代、駐車場代、家賃、貸店舗・貸事務所等の賃料、権利金、礼金などから生ずる所得です。	申告書右側の「7 事業・不動産所得に関する事項」に必要事項を記入
利子所得	利子所得については、原則として、市民税・県民税5%が特別徴収（所得税は15%の源泉徴収）される一律分離課税となっています。	収入額をエに記入 所得金額を④に記入
配当所得	株式・出資配当による所得です。株式の購入や出資するために借り入れた負債の利子は、経費になります。 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受ける配当を除く）については申告不要ですが、申告して総合課税または分離課税のどちらかを選択することもできます。分離課税を選択される場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に配当の金額等を記入してください。用紙は、市民税課までお問い合わせください。なお、上場株式等の配当を申告される際は、「上場株式配当の支払通知書」等を添付してください。	収入額をオに記入 所得金額を⑤に記入 申告書右側の「8 配当所得に関する事項」に必要事項を記入
給与所得	俸給、給与、賞与などの所得です。所得の額は、次の表に基づき計算します。 【給与所得の計算表】	収入額の合計金額を力に記入 所得金額を⑥に記入
扶養控除	扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの②に必要事項を記入（※個人番号必要） 扶養親族の年齢 扶養親族の所得 扶養親族の控除額 扶養控除	扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの②に必要事項を記入（※個人番号必要） 扶養親族の年齢 扶養親族の所得 扶養親族の控除額 扶養控除
特定親族特別控除	扶養親族の年齢 扶養親族の所得 扶養親族の控除額 扶養控除	扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの②に必要事項を記入（※個人番号必要） 扶養親族の年齢 扶養親族の所得 扶養親族の控除額 扶養控除
基礎控除	合計所得金額 基礎控除額 基礎控除	扶養控除に記入
雑損控除	差引損失額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 災害関連支出の金額 災害関連支出の金額	扶養控除に記入
医療費控除	從来の医療費控除額 A=支払った医療費の額-保険金等で補填される金額 B=支払った特定一般用医薬品等の購入額-保険金等で補填される金額 控除額=B-12,000円	扶養控除に関する明細書および医療費などの所得です。所得金額は、収入額から必要経費を差し引いた金額となります。
総譲渡	自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得です。 その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期です。 ただし、土地・建物等を譲渡した場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に記入してください。	収入額をクまたはケに記入 公的年金等の所得金額と公的年金等以外の所得金額の合計金額を⑩に記入
一時所得	生命保険契約、損害保険契約などに基づく一時金・満期保険金、借家の立退料（借家権の譲渡は除かれます）、競馬・競輪の払戻金、クイズなどの賞金など対価性のない一時的な性質の所得です。 一時所得の金額は、次の計算式に基づき計算します。 (収入額-その収入を得るために支出した金額)×特例(レバーフィニティ・マイケーション税制)の計算式	詳しくは、お問い合わせください。

この手引きは、市民税・県民税の一般的な事柄について記載しています。ご不明な点がありましたら、市民税課TEL:0594-86-7794までお問い合わせください。なお、この手引きは現行法により作成しているため、法律等が改正された場合、内容が変わることがあります。